

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成21年1月29日及び平成22年1月29日に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査の対象

(1) 対象団体

社団法人相模原市医師会（現一般社団法人相模原市医師会）

(2) 市所管課

健康福祉局福祉部地域医療課

2 監査を実施した日

平成21年1月29日

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年3月9日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>社団法人相模原市医師会(以下「市医師会」という。)に対する財政援助(補助金)に係る財務に関する事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>平成19年度の休日急病医科診療所運営費補助金に関する事務を調査したところ、他の補助事業や同種の委託事業との経費充当割合が不明確であり、適正な交付基準による明確な算出根拠に基づいた補助金額の積算となっていない。</p> <p>そもそも補助金は、公益上必要がある場合に交付するものであり、当該交付目的に沿った事業や補助対象となる経費にのみ充当されるべき極めて用途の限定されたものであって、その運用に当たっては、極めて高い透明性、公平性、合理性が求められる。</p> <p>こうしたことから、補助金の交付事務に当たっては、補助対象経費のあり方や審査体制について早急に見直しを図りたい。</p> <p>また、休日急病医科診療事業は、補助事業としているが、夜間や小児科等の他の急病診療事業をいくつか区分して委託事業としているなど複雑な事業形態となってい</p>	<p>平成21年1月29日に実施された財政援助団体監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>補助金額の算出根拠が不明確である点については、当該補助金は、市が市医師会に対して行う補助・委託に係る人件費を便宜上一括して計上していたことによるものです。そのため、平成20年度から人件費支出の方法、算出根拠等の在り方について庁内調整を行った結果に基づき、平成35年度の完了を目途に、平成26年度から段階的に各事業への人件費の振替を実施していたところ、平成28年度包括外部監査において振替完了までの期間が長いとの指摘を受けたことから再度市医師会と協議し、平成30年度に各事業への予算振替を完了しました。</p> <p>その後、事業の整理統合を図るため、市と市医師会において当該補助金を含む急病診療事業を構成する補助事業と委託事業(6事業)について事業主体の再確認を行った結果、急病診療事業は市の本来業務であり、市が事業主体となり医師会</p>

ることから、事業の積算根拠等が不明確なものとなっている。

こうしたことから、補助事業として実施すべきものか、委託事業として実施すべきものかの峻別を含め、事業の整理統合を図るなど事業の再構築に向けた取り組みを進められたい。

以上いくつかの改善を要する事項について指摘を行ったが、引き続き、市医師会との意思疎通を十分に図り、各種事業の充実強化に取り組まれるとともに、事業の実施が円滑に、合理的、効率的に行われるよう努められたい。

へ委託することが適切であると判断し、令和2年度から、「休日夜間急病診療事業（初期救急）」として、委託事業に集約することとしました。

1 監査の対象

(1) 対象団体

社団法人相模原市薬剤師会（現公益社団法人相模原市薬剤師会）

(2) 市所管課

健康福祉局福祉部地域医療課

2 監査を実施した日

平成22年1月29日

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年3月9日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>社団法人相模原市薬剤師会(以下「薬剤師会」という。)に対する財政援助(補助金)に係る財務に関する事務について調査したところ、休日夜間急患調剤薬局運営費補助金(以下「本件補助金」という。)において次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>1 薬剤師会事務局の事務分担表によると、休日夜間急患調剤事業(以下「本件補助事業」という。)に関する事務のほか、薬剤師会の本会事務全般についても担当している職員3名の人件費全額を本件補助金の対象経費としている。</p> <p>本件補助金の対象経費を精査するほか、補助事業者に対して、申請書等補助金関係書類の正確な記載や適切な提出について指導するとともに、市にあっても審査体制の充実を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。</p>	<p>平成22年1月29日に実施された財政援助団体監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>指摘のあった事務局職員の人件費全額を本件補助金の対象経費としていたことについては、継続的に薬剤師会と人件費の負担割合について見直し協議を進めてきた結果、令和元年度から各職員の補助事業に係る業務負担割合に応じて按分し、市及び薬剤師会がそれぞれ負担することとしました。</p>